



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会社名：株式会社十六銀行
(コード：8356 東証・名証第一部)
代表者名：取締役頭取 堀江 博海
問合せ先：経営企画部長 名知 清仁
(TEL：058-265-2111)

会社名：株式会社 岐阜銀行
(コード：8528 名証第一部)
代表者名：取締役頭取 大熊 義之
問合せ先：経営管理グループ長 白木 幸則
(TEL：058-275-1111)

株式会社十六銀行、株式会社岐阜銀行及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行による 経営統合合意書締結のお知らせ

株式会社十六銀行（以下「十六銀行」といいます。）及び株式会社岐阜銀行（以下「岐阜銀行」といいます。）は、本日開催されたそれぞれの取締役会において、十六銀行及び岐阜銀行による経営統合並びに株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下「三菱東京 UFJ 銀行」といいます。）による岐阜銀行に対する出資等に関し、本日付で、十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行間で経営統合合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本合意書に関連して、岐阜銀行は、(i)資本金及び資本準備金の減少、(ii)第一回第 1 種優先株式の取得（公的資金の返済）及び取得した株式の消却、(iii)十六銀行を完全親会社、岐阜銀行を完全子会社とする株式交換、並びに(iv)三菱東京 UFJ 銀行に対する第 5 種優先株式の発行について、十六銀行は上記(iii)の株式交換について、本日開催されたそれぞれの取締役会において決議しております。なお、上記(i)の資本金及び資本準備金の減少、並びに上記(ii)の公的資金の返済及び取得した株式の消却については、本日付で岐阜銀行が公表した「資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」並びに「自己株式（第一回第 1 種優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。また、本日、三菱東京 UFJ 銀行が「十六銀行と岐阜銀行の経営統合および三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行への資本支援に関する合意について」を公表しております。あわせてご参照下さい。

I. 本合意書の概要等

1. 本合意書締結に至る経緯

岐阜銀行は、岐阜県地域に根ざした地域密着型の金融機関として、地元経済の発展のために経営努力を続けて参りました。平成 21 年 1 月 28 日には、十六銀行との間で業務資本提携契約を締結し、財務基盤の強化等を図ってまいりましたが、平成 21 年 7 月には 2 年連続で業務改善命令を受領するなど、国内景気の悪化や株式市況の低迷などにより業績が悪化し、平成 21 年 10 月に経営健全化計画の見直しを行い、抜本的な収益改善策を進めておりました。

その後も、岐阜銀行を取り巻く経営環境は厳しく、財務体質の更なる改善と収益力の強化が喫緊の課題となり、また、各種の管理コストやシステム投資負担が重くなるなど、岐阜銀行が単独で将来展望を描くことは厳しい状況にあると判断するに至り、十六銀行との関係を更に発展させた経営統合が必要と考え、平成 22 年 7 月 30 日に十六銀行に対し経営統合の申し入れを行い、かつ三菱東京 UFJ 銀行に対

して資本支援の要請を行いました。

2. 本合意書の目的

十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行が十六銀行に対して経営統合の申し入れを行い、かつ三菱東京 UFJ 銀行に対して資本支援を要請したことを契機として協議を開始し、本日、十六銀行は岐阜銀行との経営統合を、三菱東京 UFJ 銀行は岐阜銀行に対する資本支援を、並びに十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は相互に協力して岐阜銀行に対する経営支援を実施することに合意し、本合意書を締結いたしました。十六銀行、岐阜銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行の経営を効率化し、その企業価値の持続的成長を図るとともに、地域金融システムの安定化ひいては地域経済の活性化を目指します。

3. 本合意書の要旨

(1) 本取引の概要

本合意書は、①岐阜銀行による資本金及び資本準備金の減少（以下「本減資」と総称します。）、②岐阜銀行による第一回第1種優先株式の取得（公的資金の返済）（以下「本公的資金返済」といいます。）及び取得した株式の消却（以下「本消却」といいます。）、③十六銀行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）、④三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行の発行する第5種優先株式の引受（岐阜銀行による第5種優先株式の発行を、以下「本新株発行」といいます。）並びに⑤十六銀行を吸収合併存続会社、岐阜銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）（以下、本株式交換と本合併を併せて「本経営統合」と総称し、①乃至⑤を併せて「本取引」と総称します。）を主な内容とします。

十六銀行及び岐阜銀行は、本減資、本公的資金返済及び本消却等を条件として、本株式交換を行います。三菱東京 UFJ 銀行は、本株式交換の効力発生等を条件として、本株式交換の効力発生日を払込期日とする、岐阜銀行に対する出資を行います。その後、十六銀行及び岐阜銀行は、岐阜銀行の業務運営の効率化等を実施した上で、平成24年9月中下旬を目途として、本合併を行う予定です。

(2) 岐阜銀行による公的資金の返済

岐阜銀行は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、平成13年3月に公的資金を申請し、現在、第一回第1種優先株式を株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）にお引き受けいただいておりますが、本合意書の締結に当たり、本取引の一環として、関係当局の承認及び本減資の効力発生を条件として、本公的資金返済及び本消却を行うことを決定いたしました。

本公的資金返済の概要については、本日付で岐阜銀行が公表した「自己株式（第一回第1種優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

(3) 本株式交換

十六銀行及び岐阜銀行は、本日付で、十六銀行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。本減資、本公的資金返済及び本消却が完了すること、岐阜銀行の臨時株主総会及び各種類株主総会において各議案の承認が全て得られていること、並びに法令等に基づき必要な許認可の取得がなされていることは、本合意書において、本株式交換の前提条件とされています。また、本合意書が解除された場合には、本株式交換に係る株式交換契約も合意解除することを予め合意しております。本株式交換の概要については、「Ⅱ. 本株式交換の概要」をご参照ください。

(4) 三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行の発行する第 5 種優先株式の引受等

本減資、本公的資金返済及び本消却が完了すること、本株式交換の効力発生、岐阜銀行の臨時株主総会及び各種類株主総会において各議案の承認が全て得られていること、並びに法令等に基づき必要な許認可の取得等を条件として、岐阜銀行は第 5 種優先株式を発行し、三菱東京 UFJ 銀行は、当該優先株式全ての引受により、300 億円の出資を行います。なお、岐阜銀行は、第 5 種優先株式の発行枠設定に係る定款変更やその発行決議等、第 5 種優先株式の発行に必要な株主総会決議を本株式交換の効力発生日において、本株式交換の効力発生後に、すなわち、十六銀行が岐阜銀行の唯一の株主となった後に行う予定です。本新株発行の概要については、「Ⅲ. 本新株発行の概要」をご参照ください。また、十六銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は、協力して、本経営統合の実現、岐阜銀行の企業価値の持続的成長を図るため、岐阜銀行に対する経営支援（システムの統合、人的サポート等）を実施する予定です。

(5) 本取引の日程

予定されている本取引の日程は、以下のとおりです。

本合意書締結（三行）	平成 22 年 9 月 28 日（火）
本株式交換契約締結（十六銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 9 月 28 日（火）
臨時株主総会（岐阜銀行）	平成 22 年 11 月 25 日（木）（予定）
本減資の効力発生日	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）
本公的資金返済（岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）
本新株発行（三菱東京 UFJ 銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）
本合併の効力発生日	平成 24 年 9 月中下旬（予定）

II. 本株式交換の概要

1. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会（十六銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 9 月 28 日（火）
株式交換契約締結（十六銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 9 月 28 日（火）
臨時株主総会基準日公告日（岐阜銀行）	平成 22 年 10 月 1 日（金）（予定）
臨時株主総会基準日（岐阜銀行）	平成 22 年 10 月 18 日（月）（予定）
臨時株主総会（岐阜銀行）	平成 22 年 11 月 25 日（木）（予定）
最終売買日（岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 16 日（木）（予定）
上場廃止日（岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 17 日（金）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、十六銀行については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、岐阜銀行については、平成 22 年 11 月 25 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで行う予定です。なお、平成 22 年 12 月 22 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当の内容

会社名	株式会社十六銀行 (株式交換完全親会社)	株式会社岐阜銀行 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	0.089
株式交換により交付する株式数	普通株式：14,904,830 株（予定）	

(注 1) 十六銀行は、本株式交換に際して、岐阜銀行の普通株式 1 株につき、0.089 株の十六銀行の普通株式を割り当てる予定です。但し、十六銀行が保有する岐阜銀行株式については、本株式交換による株式の割当ては行わない予定です。なお、上記交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、十六銀行及び岐阜銀行の協議により、変更することがあります。

(注 2) なお、本株式交換にあたっては、十六銀行の普通株式を交換対価として交付することを予定しておりますが、本株式交換に伴い、十六銀行の単元未満株式（1,000 株未満の株式）を所有することとなる株主については、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所金融商品市場において単元未満株式を売却することはできません。十六銀行の単元未満株式を所有することとなる株主は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用することができます。

①単元未満株式の買増制度（1,000 株への買増し）

株主が所有することとなる十六銀行の単元未満株式の数と併せて 1 単元（1,000 株）となる数の株式を売り渡すよう、十六銀行に対して請求することができる制度です。

②単元未満株式の買取制度

取引所金融商品市場で売却することができない 1 単元に満たない数の十六銀行の普通株式を十六銀行が株主の請求により買い取る制度です。

(注3) 岐阜銀行は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下「基準時」）において有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同行株主の株式買取請求に応じて取得する株式及び効力発生日までに岐阜銀行が整理回収機構から買い取る予定の第一回第1種優先株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する普通株式数については、岐阜銀行による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注4) 本株式交換に伴い、十六銀行の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる岐阜銀行の現株主の皆様に対しては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

岐阜銀行は新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はございません。

2. 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、各行がそれぞれ別個に、両行から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、十六銀行はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、岐阜銀行はフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、十六銀行及び岐阜銀行の普通株式の株式交換比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両行について配当割引モデル（DDM）法、類似企業比較法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、岐阜銀行の普通株式1株に割り当てる十六銀行の普通株式数を表しております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.099～0.112
DDM法	0.066～0.157
類似企業比較法	0.061～0.091

なお、市場株価基準法では、平成22年9月27日を算定基準日とし、十六銀行については東京証券取引所、岐阜銀行については名古屋証券取引所における両行普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から遡る5営業日の終値の単純平均値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値の単純平均値、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両行の個別の資産・負債について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両行の財務見通し（岐阜銀行の平成23年3月期第2四半期累計期間及び通期の業績予想の修正等、並びに本取引が各行のかかる財務見通しに与える影響を含みます。）については、両行により現時点で得られる最善の

予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたものであること、並びにかかる見通しは平成 22 年 9 月 27 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、野村證券は、十六銀行及び岐阜銀行の普通株式の株式交換比率について、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、十六銀行及び岐阜銀行について配当割引モデル分析法（DDM 法）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式交換比率の算定レンジは、岐阜銀行の普通株式 1 株に割り当てられる十六銀行の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成 22 年 9 月 24 日（以下「基準日①」といいます。）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から遡る 5 営業日間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間のそれぞれの期間の株価終値平均、並びに十六銀行及び岐阜銀行が本株式交換の検討開始を公表した平成 22 年 7 月 30 日の前営業日（以下「基準日②」といいます。）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から遡る 5 営業日間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間のそれぞれの期間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
①-1	市場株価平均法（基準日①）	0.107～0.112
①-2	市場株価平均法（基準日②）	0.101～0.107
②	DDM 法	0.065～0.132

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、十六銀行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、十六銀行、岐阜銀行及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、平成 22 年 9 月 24 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、十六銀行及び岐阜銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、十六銀行及び岐阜銀行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

一方、フロンティア・マネジメントは、十六銀行及び岐阜銀行の普通株式の株式交換比率について、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行について DDM 法（配当割引分析法）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、以下の株式交換比率の算定レンジは、岐阜銀行の普通株式 1 株に割り当てられる十六銀行の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、本経営統合に関する憶測報道がなされた平成 22 年 9 月 23 日の前営業日である平成 22 年 9 月 22 日を算定基準日（以下「基準日 A」といいます。）として、十六銀行については東京証券取引所、岐阜銀行については名古屋証券取引所における基準日 A の株価終値、基準日 A から 1 ヶ月前、3 ヶ月前、6 ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均、並びに本経営統合に関する憶測報道および十六銀行による「株式会社岐阜銀行の子会社化および将来的な合併に向けての検討開始について」の公表がなされた平成 22 年 7 月 30 日の前営業日である平成 22 年 7 月 29 日を算定基準日（以下「基準日 B」といいます。）として、基準日 B の株価終値、基準日 B から 1 ヶ月前、3 ヶ月前、6 ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.101～0.113
DDM 法	0.054～0.091

フロンティア・マネジメントは、本株式交換に係る株式交換比率の算定に際して、十六銀行及び岐阜銀行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、フロンティア・マネジメントは十六銀行、岐阜銀行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。フロンティア・マネジメントの本株式交換に係る株式交換比率算定は、平成 22 年 9 月 22 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、十六銀行および岐阜銀行の財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）については、十六銀行及び岐阜銀行の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券、野村証券及びフロンティア・マネジメントが DDM 法の前提とした十六銀行の将来の財務見通しにおいては、大幅な増減益を見込んでおりません。

また、岐阜銀行の将来の財務見通しにおいては、有価証券の減損や、本経営統合に関連する、追加的与信費用、固定資産の減損、システム統合費用、本経営統合のシナジー効果等の発生等により、当期純利益の大幅な増減が見込まれております。具体的には、本合併が、平成 24 年 9 月中下旬に予定通り発効することを前提とすると、平成 23 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期においては前事業年度と比較して大幅な減益が、平成 24 年 3 月期、平成 26 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期においては前事業年度と比較して大幅な増益が、それぞれ見込まれております。

(2) 算定の経緯

十六銀行及び岐阜銀行は、上記のとおり、各々の第三者算定機関に本株式交換に基づく株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関からの算定結果を慎重に検討した結果、これらの算定結果が公正かつ妥当に両行の評価を反映しているものと認識しております。

(3) 算定機関との関係

十六銀行の第三者算定機関であるみずほ証券及び野村証券、並びに岐阜銀行の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、いずれも十六銀行及び岐阜銀行とは独立した算定機関であり、十六銀行及び岐阜銀行の関連当事者には該当いたしません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の効力発生日である平成 22 年 12 月 22 日をもって岐阜銀行は十六銀行の完全子会社となる予定です。その場合、完全子会社となる岐阜銀行の普通株式は、名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成 22 年 12 月 17 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 12 月 16 日）となる予定です。上場廃止後は名古屋証券取引所において岐阜銀行の普通株式を取引することはできません。

本株式交換の目的は、上記 I.「2. 本合意書の目的」に記載のとおりであり、岐阜銀行株式の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、岐阜銀行の普通株式は上場廃止となる予定です。

岐阜銀行の株式が上場廃止となった後も、本株式交換により岐阜銀行の株主に割り当てられる十六銀行の普通株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されていることから、岐阜銀行の普通株

式 11,236 株以上を保有し、本株式交換により十六銀行の単元株式数である 1,000 株以上の十六銀行の普通株式の割当てを受けることになる株主様は、1 単元以上の普通株式について引き続き取引所金融商品市場での取引が可能であり、普通株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、11,236 株未満の岐阜銀行の普通株式を保有する株主様には、十六銀行の単元株式数である 1,000 株に満たない十六銀行の普通株式が割当てられます。これらの単元未満株式については上記取引所金融商品市場において売却することはできませんが、株主様のご希望により、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1.(3)（注 2）をご参照下さい。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換により岐阜銀行の普通株式は上場廃止となる予定であることから、十六銀行及び岐阜銀行は、本株式交換に係る株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ別個に両者から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

十六銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券及び野村證券、岐阜銀行は、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントにそれぞれ本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして各行検討のうえ、両行で協議を行い、上記 1.(3)記載の株式交換比率により本株式交換を行う旨合意いたしました。なお、各行は、第三者算定機関から、上記 1.(3)記載の株式交換比率が、各行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得していません。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した十六銀行の取締役会及び岐阜銀行の取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者がおらず、利益相反を回避する必要があると判断される事情は特にございませんので、特段の措置は講じておりません。

3. 本株式交換当事会社の概要

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社十六銀行	株式会社岐阜銀行
(2) 所在地	岐阜市神田町 8 丁目 2 6 番地	岐阜市宇佐南 1 丁目 7 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 堀江 博海	取締役頭取 大熊 義之
(4) 事業内容	銀行業	銀行業
(5) 資本金	36,839 百万円	20,821 百万円
(6) 純資産	226,672 百万円 (連結)	27,785 百万円 (連結)
(7) 総資産	4,365,437 百万円 (連結)	790,750 百万円 (連結)
(8) 設立年月日	明治 10 年 8 月 8 日	昭和 17 年 5 月 1 日
(9) 発行済株式数	366,855,449 株 (普通株式)	171,322,000 株 (普通株式) 30,000,000 株 (第一回第 1 種優先株式) 5,000,000 株 (第 4 種優先株式)
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	3,048 名 (連結)	632 名 (連結)

(12)	大株主および持株比率	<普通株式> 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 5.00% (株)三菱東京UFJ銀行 4.78% 日本興亜損害保険(株) 3.34% 明治安田生命保険相互会社 3.31% 東京海上日動火災保険(株) 2.84% フジパングループ本社(株) 2.61% 十六銀行従業員持株会 2.32% 三菱UFJ信託銀行(株) 1.70% 日本生命保険相互会社 1.69% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 1.60%	<普通株式> (株)三菱東京UFJ銀行 20.80% 遠藤 四郎 4.81% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4) 2.94% (株)十六銀行 1.60% (株)パロー 1.58% 岐阜銀行従業員持株会 1.52% (株)大垣共立銀行 1.21% ニッセイ同和損害保険(株) 1.04% (株)中京銀行 1.00% (株)関西アーバン銀行 0.97% <第一回第1種優先株式> (株)整理回収機構 100% <第4種優先株式> (株)十六銀行 100%
		(13) 当事会社間の関係	
	資 本 関 係	十六銀行は、平成22年3月31日現在、岐阜銀行の普通株式2,745千株及び第4種優先株式5,000千株を保有しております。また、岐阜銀行は十六銀行が発行する普通株式5,092千株を保有しています。	
	人 的 関 係	該当なし	
	取 引 関 係	預金取引、外国為替取引、業務提携（ビジネスマッチング、行内メール共同運行、投資型商品の共同販売、シンジケートローン・協調融資の共同参加等）	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当なし	

(14) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

決算期	十六銀行			岐阜銀行		
	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
連結経常収益	141,809	115,684	112,477	19,440	18,418	18,303
業務粗利益(単体)	76,307	64,156	67,834	12,661	9,267	13,202
業務純益(単体)	23,015	19,512	20,485	3,032	△199	3,770
コア業務純益(単体)	24,381	21,286	19,045	3,164	2,316	1,577
連結経常利益(△は連結経常損失)	20,351	△14,685	16,937	177	△6,702	△727
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	10,313	△9,386	9,008	799	△5,900	△2,328
1株当たり連結当期純利益(△は1株当たり連結当期純損失)(円)	28.30	△25.76	24.73	3.84	△34.65	△13.67

普通株式1株当たり り配当金(円)	8.00 (注)	7.00	7.00	0.4	0	0
1株当たり連結純 資産(円)	614.11	502.22	567.75	97.80	41.22	63.33

(注) 創立 130 周年記念配当 1 円を含んでおります。

4. 本株式交換後の状況

(1)	商 号	株式会社十六銀行
(2)	事 業 内 容	銀行業
(3)	本 店 所 在 地	岐阜市神田町 8 丁目 2 6 番地
(4)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 堀江 博海
(5)	資 本 金	36,839 百万円 (平成 22 年 3 月 31 日)
(6)	総 資 産	未定
(7)	純 資 産	未定
(8)	決 算 期	3 月 31 日

5. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式交換により発生するのれん（もしくは負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

6. 今後の見通し

本株式交換後の業績見通し等については、明らかになり次第お知らせいたします。

Ⅲ. 本新株発行の概要

1. 本新株発行の概要

- ① 発行新株式数 第 5 種優先株式 30,000,000 株
- ② 発行価額 1 株につき 1,000 円
- ③ 発行価額の総額 30,000,000,000 円
- ④ 資本金組入額 15,000,000,000 円
- ⑤ 資本準備金組入額 15,000,000,000 円
- ⑥ 募集又は割当方法 第三者割当の方法によります。
- ⑦ 払込期日 平成 22 年 12 月 22 日
- ⑧ 割当先及び割当株式数

三菱東京 UFJ 銀行 30,000,000 株

なお、三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行との間で、発行新株式の総数の引受けを行う旨の契約を締結することを予定しています。

詳細は、別紙「岐阜銀行 第 5 種優先株式 発行要項」をご参照ください。

2. 割当先の概要

(1)	名 称	株式会社三菱東京 UFJ 銀行
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	頭取 永易 克典
(4)	事 業 内 容	銀行業

(5) 資 本 金	1,711,958 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	大正 8 年 8 月 15 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	12,707,738,122 株			
(8) 決 算 期	3 月			
(9) 従 業 員 数	54,302 人 (連結)			
(10) 大株主及び持株比率	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 100%			
(11) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	三菱東京 UFJ 銀行は、平成 22 年 3 月 31 日現在、岐阜銀行の普通株式 35,640 千株を保有しております。岐阜銀行は三菱東京 UFJ 銀行の株式を保有しておりません。			
人 的 関 係	三菱東京 UFJ 銀行から岐阜銀行に対して、14 名の出向者、転籍者がおります (平成 22 年 3 月 31 日現在)			
取 引 関 係	預金取引、金銭貸借取引、事務委託			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱東京 UFJ 銀行は岐阜銀行の主要株主であり、連結財務諸表規則第 15 条の 4 に定める関連当事者に該当します。			
(12) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産		7,985,225	6,857,089	9,300,572
連 結 総 資 産		155,801,981	160,826,160	165,095,177
1 株当たり連結純資産(円)		587.12	451.70	574.78
連 結 経 常 収 益		5,083,631	4,240,043	3,515,787
連 結 経 常 利 益 (△は連結経常損失)		794,409	△103,819	458,286
連 結 当 期 純 利 益 (△は連結当期純損失)		591,452	△213,962	362,886
1 株当たり連結当期純利益 (△は 1 株当たり連結当期 純損失) (円)		56.93	△21.86	30.16

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

十六銀行 経営企画部ブランド戦略室 (広報担当) TEL(058)266-2512

岐阜銀行 経営管理グループ (広報担当) TEL(058)272-9006

株式会社岐阜銀行 第5種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社岐阜銀行第5種優先株式（以下「本5種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
30,000,000株
3. 募集株式の払込金額
1株につき1,000円
4. 払込金額の総額
30,000,000,000円
5. 払込期日
平成22年12月22日
6. 増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、15,000,000,000円（1株につき500円）とし、増加する資本準備金の額は15,000,000,000円（1株につき500円）とする。
7. 発行方法
第三者割当ての方法により、本5種優先株式の全株式を株式会社三菱東京UFJ銀行に割り当てる。
8. 優先配当金
 - (1) 当銀行は、当銀行定款第54条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、本5種優先株式を有する株主（以下「本5種優先株主」という。）または本5種優先株式の登録株式質権者（以下「本5種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本5種優先株式1株につき年11円の金銭による剰余金の配当（以下、かかる配当を「本5種優先配当」といい、これにより支払われる金銭を「本5種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、第9項に定める本5種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。ただし、平成23年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする本5種優先配当に係る本5種優先配当金額は、11円に払込期日（同日を含む。）から平成23年3月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。
 - (2) 非累積条項
ある事業年度中の基準日に基づき、本5種優先株主または本5種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
本5種優先株主または本5種優先登録株式質権者に対しては、本5種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行わ

れる同法第 763 条第 12 号ロもしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 優先中間配当金

当銀行は、当銀行定款第 55 条に定める中間配当を行うときは、本 5 種優先株主または本 5 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本 5 種優先株式 1 株につき本 5 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭による剰余金の配当（以下、かかる配当により支払われる金銭を「本 5 種優先中間配当金」という。）を行う。

10. 残余財産の分配

- (1) 当銀行の残余財産を分配するときは、本 5 種優先株主または本 5 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本 5 種優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。
- (2) 本 5 種優先株主または本 5 種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

本 5 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合または分割、新株予約権等

- (1) 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本 5 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- (2) 当銀行は、本 5 種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

13. 株式を対価とする取得請求権

本 5 種優先株主は、当銀行に対し、下記(1)に定める本 5 種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、本 5 種優先株主が有する本 5 種優先株式を当銀行が取得するのと引換えに、下記(2)に定める算定方法により算出される数の当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得請求期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

(ア) 本 5 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

本 5 種優先株式の取得と引換えに交付する当銀行の普通株式数は、以下のとおりとする。この場合において、交付する当銀行の普通株式数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に規定する金銭の交付は行わない。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{本 5 種優先株主が取得を請求した本 5 種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成 23 年 7 月 1 日（以下「取得価額決定日」という。）における普通株式 1 株当たり時価（以下「普通株式 1 株当たり時価（取得価額決定日）」という。）または普通株式 1 株当たり純資産額（以下「普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額決定日）」という。）のいずれか低い方の金額（取得価額決定日において、当銀行の普通株式がいずれの金

融商品取引所においても上場されていない場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額決定日）とする。ただし、かかる金額を算出した結果、当初取得価額が 20 円（ただし、下記(エ)の調整を受けるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、下限取得価額をもって当初取得価額とし、当初取得価額が 80 円（ただし、下記(エ)の調整を受けるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、上限取得価額をもって当初取得価額とする。

普通株式 1 株当たり時価（取得価額決定日）とは、取得価額決定日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の名古屋証券取引所（その承継人を含み、当銀行の普通株式が名古屋証券取引所に上場していない場合は、当銀行の普通株式を上場している他の金融商品取引所（複数ある場合は、当銀行の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所）をいう。以下同じ。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいう。なお、上記 30 取引日の間に、下記(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(エ)に準じて調整される。また、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額決定日）とは、次の算式により算出される金額をいう（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。なお、下記の A に規定する連結財務諸表等の会計期間の末日経過後取得価額決定日までの間に、下記(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額決定日）は下記(エ)に準じて調整される。

$$\text{普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額決定日）} = \frac{\text{A} - (\text{B} + \text{C} + \text{D})}{\text{E} - \text{F}}$$

上記の算式における A から F までについては、取得価額決定日を基準として、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- A 直近の監査済みまたはレビュー済み連結財務諸表等（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 1 条第 1 項に規定される連結財務諸表、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）第 1 条第 1 項に規定される中間連結財務諸表、および、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年内閣府令第 64 号）第 1 条第 1 項に規定される四半期連結財務諸表を総称していう。以下同じ。）の純資産の部の合計金額
- B 同連結財務諸表等の以下の各項目に係る金額の総額
 - ① 新株式申込証拠金
 - ② 自己株式申込証拠金
 - ③ 新株予約権
 - ④ 少数株主持分
- C 同連結財務諸表等の会計期間の末日における当銀行が発行している種類株式（普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式に限る。本 5 種優先株式を含む。）の払込金額の総額
- D 同連結財務諸表等の会計期間中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当のうち、当該会計期間の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額
- E 同連結財務諸表等の会計期間の末日における当銀行の発行済普通株式総数
- F 同連結財務諸表等の会計期間の末日における当銀行が保有する当銀行の普通株式数、

ならびに当銀行の子会社および関連会社（それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項および第 5 項に定める子会社および関連会社をいう。）が保有する当銀行の普通株式数のうち当銀行の持分に相当する株式数

(ウ) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「取得価額修正日」と総称する。）に、その時点における普通株式 1 株当たり時価（以下「普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）」という。）または普通株式 1 株当たり純資産額（以下「普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額修正日）」という。）のいずれか低い方の金額（取得価額修正日において、当銀行の普通株式がいずれの金融商品取引所においても上場されていない場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額修正日）（以下「修正後取得価額」という。）に修正される。ただし、かかる金額を算出した結果、修正後取得価額が下限取得価額を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とし、修正後取得価額が上限取得価額を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）とは、各取得価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の名古屋証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいう。なお、上記 30 取引日の間に、下記(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(エ)に準じて調整される。

また、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額修正日）とは、次の算式により算出される金額をいう（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

$$\text{普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額修正日）} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

上記の算式における A から F までについては、各取得価額修正日を基準として、それぞれ上記(イ)A から F までに規定する意味を有するものとする。また、A に規定する連結財務諸表等の会計期間の末日経過後取得価額修正日までの間に、下記(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額修正日）は下記(エ)に準じて調整される。

(エ) 取得価額等の調整

取得価額、下限取得価額および上限取得価額（以下「取得価額等」という。）は、取得価額決定日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により取得価額等の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される（なお、取得価額等が調整又は変更される場合、当銀行第 4 種優先株式及び本 5 種優先株式の取得価額等は同額とする。）。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行の} \quad \text{新規交付の} \quad \text{1 株当たりの} \\ \text{取得価額等} = \text{取得価額等} \times \frac{\text{普通株式数} + \frac{\text{普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規交付の普通株式数}}$$

なお、上記において、「時価」とは、調整後取得価額等の適用の基準となる日（以下「取得価額調整基準日」という。）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の名古屋証券取引所におけ

る当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（なお、上記 30 取引日の間に、上記に定める取得価額等の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該平均値は本(エ)に準じて調整される。）または普通株式 1 株当たり純資産額（以下「普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額調整基準日）」という。）のいずれか低い方の金額（取得価額調整基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日のいずれかの日において、当銀行の普通株式がいずれの金融商品取引所においても上場されていない場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額調整基準日）をいう。

「普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額調整基準日）」とは、次の算式により算出される金額をいう（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

$$\text{普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額調整基準日）} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F}$$

上記の算式における A から F までについては、各取得価額調整基準日を基準として、それぞれ上記(イ)A から F までに規定する意味を有するものとする。また、A に規定する連結財務諸表等の会計期間の末日経過後取得価額調整基準日までの間に、本(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（取得価額調整基準日）は本(エ)に準じて調整される。

「既発行の普通株式数」には当銀行の自己株式の数は含まないものとし、「新規交付の普通株式数」には処分される自己株式の数を含むものとする。

(オ) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(カ) 取得請求の効力発生

取得請求に要する書類が取得請求受付場所に到着したときに、当銀行は当該取得請求に係る本 5 種優先株式を取得し、当該取得請求をした本 5 種優先株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当銀行は、平成 28 年 1 月 1 日以降において、当銀行の普通株式 1 株あたりの純資産額（取得価額修正日）が下限取得価額を下回っている場合にはいつでも、法令上可能な範囲で、本 5 種優先株主または本 5 種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める額の金銭を交付することと引き換えに本 5 種優先株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における本 5 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、本 5 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、当該金銭対価強制取得が行われた日(以下「金銭対価強制取得日」という。)が属する事業年度の末日を基準日とする本 5 種優先配当に係る本 5 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）を加えた金額とする。ただし、金銭対価強制取得日が当該金銭対価取得日の属する事業年度における本 5 種優先中間配当金の基準日の後である場合には、上記により計算された金額か

ら、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度において支払われた本 5 種優先中間配当金の額が控除されるものとする。

15. 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、株式対価取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本 5 種優先株式について、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもってその全部を取得し、これと引換えに当該本 5 種優先株式の本 5 種優先株主に対して当銀行の普通株式を交付する。この場合、本 5 種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本 5 種優先株式 1 株の払込金額相当額を、一斉取得日における普通株式 1 株当たり時価（以下「普通株式 1 株当たり時価（一斉取得日）」という。）または普通株式 1 株当たり純資産額（以下「普通株式 1 株当たり純資産額（一斉取得日）」という。）のいずれか低い方の金額（当銀行の普通株式がいずれの金融商品取引所においても上場されていない場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（一斉取得日））（以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数とする。

ただし、かかる金額を算出した結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には、下限取得価額をもって一斉取得価額とし、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には、上限取得価額をもって一斉取得価額とする。また、合併等により一斉取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の定める方法によりこれを取り扱う。

普通株式 1 株当たり時価（一斉取得日）とは、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の名古屋証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいう。なお、上記 30 取引日の間に、上記第 13 項(2)(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は同(エ)に準じて調整される。

また、普通株式 1 株当たり純資産額（一斉取得日）とは、次の算式により算出される金額をいう（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

$$\text{普通株式 1 株当たり純資産額（一斉取得日）} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

上記の算式における A から F までについては、一斉取得日を基準として、それぞれ第 13 項(2)(イ)A から F までに規定する意味を有するものとする。また、A に規定する連結財務諸表等の会計期間の末日経過後一斉取得日までの間に、第 13 項(2)(エ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、普通株式 1 株当たり純資産額（一斉取得日）は同(エ)に準じて調整される。

16. 優先順位

当銀行第 4 種優先株式および第 5 種優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払ならびに残余財産分配の順位は同順位とする。

17. 除斥期間

当銀行定款第 56 条の規定は、本 5 種優先配当金および本 5 種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

18. その他

上記各項は、当銀行株主総会において本 5 種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されることおよび各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上